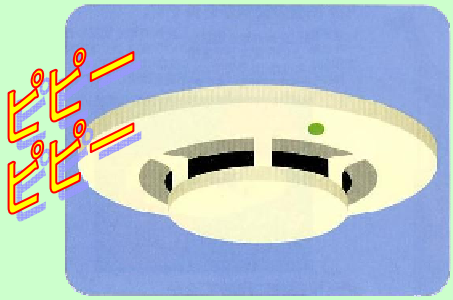

火事を早期に発見
逃げ遅れを防止!!

住宅火災の死者とその原因

放火自殺者等を除いた住宅火災による死者数は年々増加傾向にあります。死者の半数以上を占めるのは65歳以上の高齢者で、時間帯で見ると就寝時間に死者の発生が集中しています。そして、死因の約6割が「逃げ遅れ」によるものです。

消防法及び市町条例により住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器設置しましたか!?

住宅用火災警報器の取り付け場所

三重県住宅防火対策推進会議（事務局：三重県防災危機管理部　消防・保安室）

住宅用火災警報器の種類

煙式 寝室・階段等

煙が住宅用火災警報器に入ると音や音声でお知らせします。

熱式 台所等

住宅用火災警報器の周囲温度が一定の温度に達すると音や音声でお知らせします。

※手軽に設置できる電池タイプと家庭用電源タイプがあり、天井や壁に容易に取り付けることができます。
取扱説明書をよく読んで、正しい位置に取り付けましょう。

あなたの家は大丈夫？

悪質な訪問販売等に十分注意!!

消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。

- 「点検も義務づけられている。」と事実を偽って販売する。
- 消防職員の服装で、消防職員のふりをして販売する。
  （消防署が販売をすることはありません）
- 不適正な価格や無理強いをして販売をする。・・・など

契約トラブルに関するお問い合わせはこちらに

住宅用火災警報器は、クーリングオフの対象となっています。
詳細については「三重県消費生活センター」へお問い合わせください。
☎：059-228-2212　ホームページ：http://www.pref.mie.jp/SHOUHI/HP/
受付時間：土日祝日を除く、9時から16時まで

ご存じですか？
住宅用火災警報器は、住宅火災からあなたを守ります。

住宅用火災警報器を設置しましょう！

お一人で購入されるよりも、婦人会や町内会等の団体で購入することで、負担を軽くすることができる場合があります。
詳しくは消防・保安室または各消防本部までご相談ください。

三重県防災危機管理部消防・保安室	TEL：059-224-2183
桑名市消防本部	TEL：0594-24-5279
四日市市消防本部	TEL：059-356-2008
菰野町消防本部	TEL：059-394-3238
鈴鹿市消防本部	TEL：059-382-9158
亀山市消防本部	TEL：0595-82-9492
津市消防本部	TEL：059-254-0354
松阪地区広域消防組合消防本部	TEL：0598-25-1412
伊勢市消防本部	TEL：0596-25-1268
鳥羽市消防本部	TEL：0599-25-2821
志摩広域消防組合消防本部	TEL：0599-43-1418
紀勢地区広域消防組合消防本部	TEL：0598-82-3613
三重紀北消防組合消防本部	TEL：0597-22-2051
熊野市消防本部	TEL：0597-89-0994
伊賀市消防本部	TEL：0595-24-9105
名張市消防本部	TEL：0595-63-1412
（財）三重県消防設備保守協会	TEL：059-226-8726

機器購入に関するお問い合わせはこちらに

住宅防火対策推進協議会
http://www.jubo.go.jp/index2.html
［詳細は上記サイトをご覧ください］

住宅用火災警報器に関するご質問などは、下記の「住宅用火災警報器相談室」へお気軽にご相談ください。
〈フリーダイヤル〉 0120－565－911
受付時間：土日祝日を除く、9時から17時まで
（12時から13時を除く）